

令和8年度捕獲・担い手モデル事業審査委員会の設置及び運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度捕獲・担い手モデル事業に係る委託業務（以下「委託業務」という。）について、公募型プロポーザル方式での優先交渉者を決定するにあたって、審査委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 委託業務に係る企画提案内容を審査するため、農政部に審査委員会を置くものとする。

2 審査委員会は、次の表により組織するものとする。

部局	構成員
農政部	蚕糸特産課長、鳥獣被害対策支援センター所長
環境森林部	自然環境課長

3 委員長は、鳥獣被害対策支援センター所長が務めるものとし、審査事項については「令和8年度捕獲・担い手モデル事業公募要領」に定められたものとする。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するものとする。

5 審査委員会の庶務は、農政部鳥獣被害対策支援センターにおいて処理する。

(審査方法等)

第3条 各審査委員は、委員長が送付する提出資料の内容を踏まえ、書面による審査により、別添の審査基準に基づき、審査期間内に、審査用紙の各項目に点数を記載の上、農政課担当者へ提出する。

2 各審査委員の点数を合計し、最も点数の高い者を採用する。

3 点数の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により採用者を決定する。

4 応募者が1者の場合は、各審査委員の合計得点が60点以上であれば優先交渉者として決定する。

(その他)

第4条 委員長は、この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項を定めることができる。

2 その他本要領に定めのない事項については、審査委員の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

項目	審査の観点	配点
(1) 趣旨・目的の理解	本事業について、十分理解し、目的に沿った内容となっているか。	10点
(2) 企画提案内容 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションで熱意や意欲を感じられたか ・専門性を活かし創意工夫がされていたか 	20点
(個別事項に関する事項)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 捕獲個体の処理について適正な方法の実施を記載しているか (2) 捕獲確認から現場対応までの時間は適切か (3) 実施期間について効率的な時期の選定はされているか 	20点
(3) 実施体制	・安全に留意した体制が整っているか	10点
	・従事者の人数、資格は適切か	10点
	・事業実施にあたり必要な物品は考慮されているか	10点
	・野生動物の捕獲技術等に関する深い知見を有し、国または地方公共団体の事業の受託実績があるか	10点
(4) 積算	事業経費の積算は、企画提案内容に対して妥当か	10点
合計		100点

別添 令和8年度捕獲・担い手モデル事業 審査基準

<採点方法>

※ 配点が20点の場合は10点、10点の場合は5点を基準とし、内容に基づき加点減点で採点する。不適格と判断される場合は、0点とする。